



KITAKAMI FIRE DEPT.

新型35m級はしご付消防自動車

更新配備!!



MORITA MLL5-35WG

新型はしご車 登場!!

令和3年3月12日に、新型35m級はしご付消防自動車が北上消防署に更新配備となりました。平成8年に導入した前車両から25年ぶりとなります。

新型はしご車は、様々な消火及び救助活動に対応した**多彩な機能と安全性の高**いはしご車です。

大きく向上した機能は次のとおりです。

★救助する際に、最大4名が乗ることができるようになり、一度に多くの人命を救うことが可能です。

★放水量が約2倍に増え、更に、泡消火薬剤を使用した放水もできるようになり、多種多様な火災への対応が可能です。

	新車両	旧車両
バスケット許容積載荷重 (搭乗人員)	400kg (大人4名)	180kg (大人2名)
最大放水量	2,000L/min	1,168L/min
トランスミッション	オートマチック	マニュアル



先進の技術を搭載したはしご車でみなさんの暮らしを守ります。

令和3年度 当初予算概要

令和3年度当初予算が2月の組合議会定例会で可決されました。

予算総額は、**15億7,250万円**で、前年度当初に比べて**3億8,741万3千円の減**となります。

令和3年度予算の主な歳入は、北上市及び西和賀町の構成市町分担金及び負担金が15億1,729万8千円、組合債が29,900万円などとなっています。

歳出は消防費の14億3,026万4千円などで、主な内訳として職員人件費が12億1,110万円、北上消防署和賀分署に配備している救急車更新や北上消防署大堤分署に配備している広報車更新などの消防施設整備事業費が47,500万1千円などとなっています。

歳入、歳出の内訳は次のとおりです。

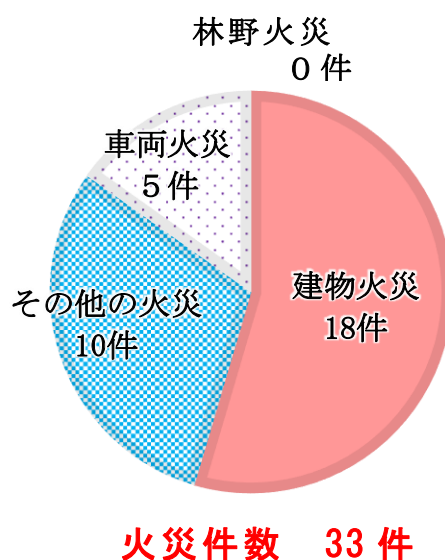
【歳入】 (単位：千円)	
分担金及び負担金	1,517,298
使用料及び手数料	1,705
繰越金	7,000
諸収入	16,596
組合債	29,900
財産収入	1
歳入合計	1,572,500

【歳出】 (単位：千円)	
議会費	1,510
総務費	1,240
消防費	1,430,264
公債費	136,486
予備費	3,000
歳出合計	1,572,500

令和2年 火災件数

前年比較 **火災件数減少**

北上市・西和賀町の令和2年中の火災件数は**33件**で、前年と比べ**2件の減少**となっています。



火の元点検の習慣を身につけましょう

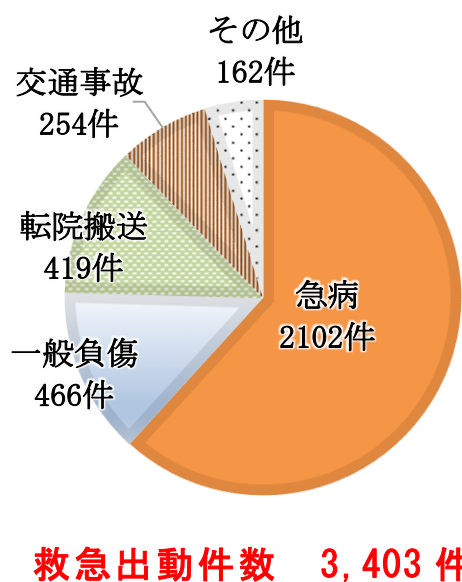


種別では、建物火災が18件と最も多く、次いでその他の火災、車両火災となっています。火災原因では、4月から6月にかけて発生した火災での枯れ草焼きが7件と最も多く、次いで放火・放火の疑いが4件となっています。また、火災による死者数は一人で、前年と同じでした。

令和2年 救急出動件数

前年比較 **救急出動件数減少**

北上市・西和賀町の令和2年中の救急出動件数は**3,403件**で、前年と比べ**539件の減少**となっています。



種別では、急病が最も多く全体の約6割を占め、次いで一般負傷、転院搬送となっています。なお、自分で歩いて救急車に乗車するなどの緊急性が低い救急要請が散見されます。限られた台数の救急車を有効に活用するために、**救急車の適正な利用**をお願いします。

救急車は緊急性の高い方を搬送します





野外焼却から火災が発生

たき火や枯れ草焼きに注意を！

春を迎え、野外焼却から燃え広がる火災が毎年発生しています。

令和2年に発生した火災33件、野外焼却を原因とする火災が10件となっています。

ちよつと目を離れた隙に周囲の建物や山林などに燃え広がり、大きな被害となりますので、野焼きをするときは次のことに注意しましょう。

作業を始める前に

- 空気が乾燥している日、風の強い日には行わない。
- 水バケツなどの消火用具を必ず準備する。
- 緊急に備え消防への連絡体制を確保する。

作業をしているとき

- 火が消えるまでその場を離れない。
- 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やす。
- 子どもだけで、たき火は絶対にさせない。
- 日の出から日没までに終わらせる。

作業が終わったあと

- 火種が残っていないか確認する。
- 周囲に燃え広がっていないか確認する。



春は火の回りが早いです

ごみの焼却は法律で禁止されています。また、落ち葉の焼却など軽微な焼却であっても、近所の方に煙やにおいで迷惑をかける原因となることがありますので気を付けましょう。

ご家庭の安心のために

点検しましょう 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、

10年を目安に取り替えましょう

住宅用火災警報器は、火災を感知し警報音や音声で火災の発生をいち早く知らせ、逃げ遅れによる死傷者を防ぐためのものです。住宅用火災警報器の設置・維持管理方法は次のとおりです。

◆設置箇所◆

すべての**寝室**に設置します。

2階以上に寝室がある場合は**階段上部**にも設置します。

共同住宅も**寝室**に設置します。

◆定期的な作動点検◆

住宅用火災警報器の『テストボタンを押す』『ひもを引く』ことで、警報音が鳴るか確認できます。

◆交換時期◆

設置してからおおむね**10年を経過**したものは本体の交換をしてください。
電池切れや部品の劣化により、火災を感知しなくなるおそれがあります。



住宅用火災警報器が作動したことにより、火災を未然に防ぐ又は被害を最小限に抑えた事例が数多くあります。日常の点検をしつかり行うことが大切です。
火災の早期発見のため、**住宅用火災警報器の設置・維持管理**をお願いします。

事業主や建設業者の方々へお知らせ

知らない間に消防法違反に!?

事業主や建設業者の方々へお知らせです。
店舗や工場などの防火対象物となっている建物を増改築することなどにより、新たに消防用設備等の設置が必要になり、**消防法違反**となる事例が発生しています。次のような増改築等をする場合は、最寄りの消防署へご相談ください。

- ・ 建物の使用目的の変更
- ・ 渡り廊下の設置又は建物同士の接続
- ・ 増築、改築及び間仕切りの変更
- ・ 出入り口又は窓の閉鎖(避難等に必要な開口部の減少)

消防訓練の説明動画を公開!

消防訓練を実施する際の基本的なポイントを解説した『消防訓練説明動画』を作成し、ウェブで公開しています。
北上地区消防組合**ホームページの動画集**から閲覧できますので、消防訓練等の企画・実施の際にご活用下さい!
また、消防訓練企画用DVDの貸し出しもしておりますので、最寄りの消防署へお問い合わせください。



消防団火災戦術研修会

村崎野分署管轄の消防団への 火災戦術研修会を開催しました

近年の住宅構造は、建築技術の進歩に伴い年々変化しており、それに応じて火災戦術も進化しています。いつ何時でも、あらゆる火災に対応するためには、進化した火災戦術を消防署、消防団の間で共有し、協力して活動する事が必要となります。

そこで、新しく開署した村崎野分署では、村崎野分署管轄の**消防団員に向けた火災戦術研修会**を2日間にわたり開催し、延べ88名の消防団員が参加して次の内容の研修を行いました。

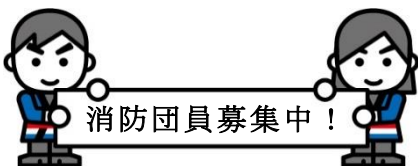


研修会の様子

- ・ 住宅の高気密化に伴う火災時の危険性について
- ・ 放水方法による消火効果、危険性について
- ・ 活動時、個人装備の重要性について

実際の映像や職員の体験談を交えて話すほか、質疑応答の時間でも活発な意見交換をすることが出来ました。
研修終了後に行ったアンケートでは、「分からないことを学ぶ良いきっかけになった」、「自信になった」という声が多く寄せられました。

北上市、西和賀町では地域を守る**消防団員を募集**しています。興味のある方は最寄りの消防団まで!



発行：北上地区消防組合

編集：消防本部広報編集委員会

〒024-0083 岩手県北上市柳原町二丁目3番6号

電話(代表) 0197-64-1122

ホームページ フェイスブック

